

社会保険労務士の中島武司です。
事務所だより1月号です！
毎月1回15日に発行します。



ごあいさつ

皆さん、明けましておめでとうございます。社会保険労務士の中島です。

本年も宜しく願い申し上げます。さて、年初めと言う事で、多くの皆さんが今年の計画を立てられたかと思います。

私の計画はこんな感じです。年末にどこまで達成できたか、皆さんにも評価していただければ・・・ちょっと怖いですが・・・(苦笑)

1) 仕事面

- ・就業規則と経営品質を2大専門分野とすべく更に磨きをかけて、その分野では富山県一の社会保険労務士となる。
- ・ネット分野(主にブログを中心に顧客のネット販売のサポートをする)の新規事業を立ち上げ、軌道にのせる
- ・新事務所でのスタッフ体制を整え、自分でしか出来ない仕事に注力できる環境整備

2) 家庭面

- ・今年の6月末には待望の2人目が誕生する予定なので、更に家族の絆を深め、子供と一緒に父親として成長する

3) 趣味面

- ・城端吹奏楽団の第19回演奏会の成功
- ・第20回記念演奏会に向けての下準備
- ・事務局としての仕事をデータ化、自分以外の人に任せられるように資料整理、データ整理をする

4) となみJC(青年会議所)面

- ・初理事&初委員長として委員会メンバーの協力の下、計画している事業を成功させる

法改正情報

今年も多くの法改正が予定されています。特に保険料率の改正が多いですので、間違った金額を控除しないよう注意が必要です。

予定されるものは以下のとおりです。年頭と言う事で、それぞれの概略を押さえて頂ければと思います。

1) 介護保険料率の改定

- ・ 〃 〃 〃 → 平成17年3月分以降

2) 厚生年金保険料率の引上げ

- ・ 〃 〃 〃 → 平成17年9月分以降

3) 育児休業中の社会保険料免除の改正

- ・ 〃 〃 〃 → 平成17年4月以降

4) 雇用保険料率の引上げ

- ・ 〃 〃 〃 → 平成17年4月以降

5) 雇用保険の一般保険料額表(経過措置)の廃止

- 〃 〃 〃 → 平成17年4月以降

それでは個々に見ていきましょう～

1) 『介護保険料率の改定』

介護保険料率は、介護給付に係る費用の第2号被保険者1人当たりの負担額等により決定されるため、毎年見直されることになっており、新たな介護保険料率については、毎年3月分(4月の給与からの控除分)から適用されることになっています。

現在(平成16年3月以降)の介護保険料率は、1000分の

11.1(被保険者負担分は、1000分の5.55)ですが、平成17年3月分(4月の給与からの控除分)から新たな料率が適用されることにより、介護保険に該当する被保険者の健康保険料が改定されることとなります。

なお、現時点では、新たな介護保険料率は決まっていません。

2) 『厚生年金保険料率の引上げ』

厚生年金保険料率は、平成17年以降は、毎年9月分(10月の給与からの控除分)から引き上げられることになっています。

平成17年9月分以降は、1000分の142.88(被保険者負担分は、1000分の71.44)となります。

3) 『育児休業中の社会保険料免除の改正』

育児休業中の社会保険料は、現在は申請した月から免除されることとされていますが、平成17年4月1日以降は申請月からではなく、育児休業開始月から免除となります。したがって、申請が遅れた場合であっても、育児休業開始月にさかのぼって免除の対象となります。

また、現在は育児休業による健康保険料の免除は、1歳未満の子を養育する被保険者が対象ですが、同日以降は3歳未満の子を養育する被保険者が対象となります。

↓ 裏面に続きます。